

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社の商号はエステールホールディングス株式会社と称し、英文では ESTELLE HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むこと、並びに次の事業及びこの関連事業を営む国内及び外国会社の株式若しくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 宝石の研磨、宝飾品、貴金属製品の加工製造
2. 宝石、宝飾品、貴金属製品の卸、小売販売及びレンタル業
3. 宝石、宝飾品、貴金属製品、時計、美術品、機械工具類の古物一般の売買
4. 宝石、宝飾品、貴金属製品の売買の仲介
5. 化粧品の販売及びそのメイクアップアドバイス
6. 装身用アクセサリーの販売及びそのメイクアップアドバイス
7. 商品取引市場に於ける先物取引
8. コンピューターソフトの開発、販売、賃貸及び計算事務代行
9. 眼鏡、帽子、時計、喫煙具、靴、カバン、ベルト、皮革製衣料その他日用品雑貨の輸入並びに販売
10. 貸ビルの経営及び貸アパートの経営
11. レストラン・喫茶店の経営及び食品の輸入並びに販売
12. 広告及び宣伝業並びに広告宣伝代理業
13. 損害保険代理店業
14. 生命保険募集業
15. 農産物、水産物及び畜産物の栽培、養殖、飼育、加工及び売買
16. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、15,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第 9 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規程による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

(員 数)

第 17 条 当会社取締役に 12 名以内を置く。

(選 任)

第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 21 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4 取締役会の運営その他に関する事項については取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 22 条 当会社監査役 5 名以内を置く。

(選 任)

- 第 23 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 当社は会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 3 前項に定める補欠監査役の選任決議は、第1項の規定を準用する。
- 4 第2項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

- 第 24 条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。
- ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

- 第 25 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

- 第 26 条 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 取締役、監査役、及び会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第 27 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及

び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）、監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。

第7章 計 算

（事業年度）

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 29 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 30 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 第2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（自己株式の取得）

第 31 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 32 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。